

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和六年十二月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十二月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 小川 裕 嗣

和光志木線	路線名
朝霞市岡一丁目九七八番一地先から 同市岡一丁目九七六番二地先まで	供用開始の区間
令和六年十二月十七日	供用開始の期日
令和六年二月九日 付け埼玉県朝霞県土 整備事務所長告示 第二号で告示した道 路予定区域の供用開 始である。 延長五七・四五メー トル	備考